

# 被害者を救済するために



12月10日、旧統一教会に代表される悪質献金被害を救済する法案が可決・成立しました。被害救済に向け一歩前進したものの、まだまだ不十分です。

立憲民主党は、施行後2年をめどに見直す規定に基づき、2年以内の家族取消権の実現など残された課題を解決し、実効性ある予防・救済策の実現に向け、今後も取り組んでいきます。

## 立憲民主党のこれまでの取り組み

7月26日	旧統一教会被害対策本部を設置 その後、被害者・関係者を招き20回以上の会議、30回以上の国対ヒアリングを実施	10月17日	「悪質献金被害救済法案」を立憲・維新・社民共同で提出
9月2日	消費者庁と法務省に対し「カルト被害防止・救済に関する緊急要請」を行い、現行法制度を最大限活用し弾力的な救済を行うこと等を求める ※要請で求めていた国がワンストップで対応する「合意電話相談窓口」は、5日に設置	10月21日	立憲・維新・自民・公明の4党協議会を設置し、解決策の議論を開始 その後、協議会や幹事長会談等で政府案の問題点を何度も指摘
9月21日	日本維新の会と被害者の救済と防止策について協議を始める	12月6日	衆院で新法・改正案が審議入り
9月29日	「悪質献金被害救済法案」(立憲民主党案)を次の内閣で了承	12月8日	衆院で一部修正の上、新法・改正案ともに賛成
		12月10日	参院で可決・成立

# 被害者救済法成立までの 立憲民主党の取り組み

## ◆当事者からヒアリング

立憲民主党は、7月の事件後すぐに旧統一教会被害対策本部を立ち上げ、関係者を招き20回以上の会議を開催しました。さらに国対ヒアリングも30回以上開催し、連日被害者や被害者弁護士連絡会など、当事者の訴えを聞きました。メディアでも報道され大きな反響がありました。

立憲民主党は旧統一教会の悪質な霊感商法による高額献金等の被害実態の詳細を具体的に把握。これらの被害は、30年にも及ぶ政治の不作为の結果とも言え、被害者の救済に実効性ある対策を講じ、合理的な判断力を奪う違法な活動を抑止することは、政治の急務の課題であり責任であると考えました。

## ◆救済法案提出

この認識の下、明らかとなった旧統一教会による被害や現在の対策状況について政府にヒアリングを行い、問題点について要請、予防・救済策を取りまとめ、10月17日には立憲民主党、日本維新の会、社会民主党の3党で悪質献金被害救済法案を衆議院に提出しました。

## ◆新法成立

これを受け、立憲・維新の強い要請で、10月21日から4党与野党協議会(立維自公)をスタートさせました。4党協議会は9回に及び、その後、幹事長会談も交え、与野党で精力的に法案協議を進め、その場で私たちは、新法の制定に後ろ向きな与党の背中を強く押し続けました。

当初、与党は新法は作らないとしていましたが、立憲など野党の強い要求に加え、宗教2世や元信者の方、弁護士連絡会の強力な後押しにより、国会閉会の約1週間前に政府から提出されました。

その後、連日の予算委員会、消費者問題特別委員会で改正案・新法は、(1)マインドコントロールの規定と禁止は盛り込まれず、(2)寄付の取消し要件が厳しく立証が困難であること、(3)本人や家族の救済手段である債権者代位権の行使は現実的ではないこと——など、救済への課題が明らかになりました。一方で、審議では「寄附の勧誘に際し」の時間軸が数年もありえること、新法3条1項がマインドコントロールを意味すること、検討会を継続することなどを答弁で確認し、修正では配慮義務規定に勧告・報告・公表が追加されるなど一定の前進がありました。他方、配慮義務を禁止規定にするなど、指摘してきた問題点を反映することはできませんでした。

救済には不十分な点があることは明らかですが、次につなぎ、足りないところを補っていく必要があり、そのためにも今回の法案に賛成することで深く関与し、責任を引き受ける決断をしました。

立憲民主党は、4党協議を継続させ、2年以内の家族取消権の実現をはじめ残された課題を解決し、実効性ある予防・救済策の実現に向け、今後も取り組んでいきます。